

広島女学院大学の諸活動に関する方針

2017. 10. 3 制定

○基本方針

本学はキリスト教主義に基づく人格教育を基盤として、学生が豊かな教養と専門的知識を修得するとともに、冷静な判断力と決断力を兼ね備えた「ぶれない個」を形成し、自己と他者の多様な価値観・生き方を受容し、他者と協働しながら地域社会及び国際社会に貢献することのできる資質を育成するために、大学の諸活動に関する方針を定め、これに基づいて組織と体制を整備し、教育研究に精励します。

○学生支援に関する方針

〔修学支援〕

修学に関する丁寧な指導を常に心がけ、学生一人ひとりが自己の目的に適合した学修を達成することができるよう支援します。また、学生が安心して学修に取り組めるよう奨学金制度を充実させ、障がいのある学生への合理的配慮を行う体制を充実させます。

教育課程の実施に必要な教育環境を十分に整備するとともに、図書館、情報通信設備等を整えて、学生が自主的な学修に専念できる環境を提供します。さらに課外においても、学生が必要とする知識・技能を身につけることができる体制を充実させます。

〔生活支援〕

学生が健康で充実した学生生活を送ることができ、社会との関わりを通して自己の多様な可能性を発見し、人間的な成長と自立をめざしていくための活動を支援します。学生の心身の健康を維持するための相談・支援機能の充実、各種ハラスメントへの相談・解決機能の強化をはかります。クラブ・サークル活動を活性化させるとともに、学生が積極的にボランティア活動に参加するよう奨励、支援することで活気あるキャンパスづくりをめざします。また、学生の海外留学を促進し、外国人留学生の生活支援を充実させることで、国際交流を一層活性化していきます。

〔進路支援〕

学生一人ひとりが自己の生涯を見据えながら、ライフキャリアの構築をめざすことができるようキャリア教育を実施し、就職・進路選択の支援を行います。

キャリア教育については、学部・学科と連携しながら、初年次からキャリア形成に向けての意識づくりを開始し、4年間を通して一貫性のあるキャリア教育を実施します。就職・進路支援については、1～4年の各学年でガイダンスを実施することで、段階的に進路選択を進められるよう配慮します。就職に関するガイダンス、セミナー、各種講座、企業説明会等を多数開催することで進路選択のための多様な情報を提供するとともに、キャリアカウンセリングを充実させることで、学生の個性に応じた進路支援を推進します。

○大学として求める教員像及び教員組織の編制方針

本学教員は、キリスト教主義に基づく本学の建学の精神及び理念・目的、教育目標を十分に理解したうえで学生の教育と研究に強い情熱を有しており、優れた教育力と高度な専門性を向上させるための研鑽と努力を惜しまない、人間性豊かな人物であることが求められます。

教員組織の編制にあたっては、大学設置基準及び大学院設置基準に則った専任教員を配置したうえで、本学の教育目標を達成するために十分な教員組織を整備します。教員人事においては、規定された手続きに従い、求める教員像及び担当授業科目との適合性について厳正かつ透明性のある審査を実施し、募集・採用・昇格を行います。また、常に教員の資質向上を図り、授業改善に組織的に取り組んでいきます。

○教育研究等環境の整備に関する方針

学生、教職員が共に充実した教育・研究活動に従事できるよう十分な校地・校舎、施設・設備等を整備し、常に良好な環境を維持するために中・長期計画を策定して管理します。教育活動を支援するために、チューター制度、ティーチング・アシスタント制度等の運用を充実させ、学生一人ひとりを大切にしたい教育を実践します。研究活動を支援するために、研究費の支給、研究時間の確保を行うとともに、外部資金の獲得を奨励し、総合研究所における支援を強化します。また、研究倫理を審査する倫理審査委員会、研究の不正を防止するためのガイドラインを厳格に運用し、研究倫理の遵守を徹底させます。

○社会連携・社会貢献に関する方針

他者と協働しながら地域社会及び国際社会に貢献する資質を育成する目的、大学における研究成果を社会に還元する目的を達成するために社会連携・社会貢献を積極的に進めます。企業・地方自治体・地域社会との連携を強化することで多様な共同研究・共同事業を企画し、学生・教職員が社会において活動する機会を拡充します。また、地域社会のニーズにあった公開講座・セミナー等を開催することで、研究成果の社会への還元を促進します。さらに、海外の大学・企業・団体との連携を充実させ、国際社会との協働を推進します。

○管理運営・財務に関する方針

〔管理運営〕

1. 教学組織

教学に関する意思決定は学長が行います。学長の意思決定を支えるために学長室会議及び最高審議機関である大学評議会を置くとともに、全学人事委員会、広報委員会、入試委員会、内部質保証委員会、自己点検・評価委員会を設置し、いずれも学長が議長となることで大学の重要事項についての決定を行います。決定事項を全教員に周知するとともに、それらを教育研究に反映させることで、教学におけるPDCAを機能させるようにします。また、全学教授会と学部教授会を設置し、大学の運営に関して学長が審議を必要と認める事項について審議します。さらに、目的に応じて各種委員会を設置し、教育研究活動が円滑に実施されるよう運営します。

2. 法人組織

本法人は、最高意思決定機関である理事会と、理事長の諮問機関である評議員会において重要事項を審議するとともに、毎年度、事業計画とその執行状況を確認することにより、適正な法人運営を行います。また、理事会に留保すべき重要案件を除いた法人全体の管理・運營業務決定を理事長に、教学の業務決定を各校部の長に委任することにより、経営面での理事長ガバナンスと教学面での各校部の長のガバナンスを強化し、法人業務の的確で機動的な運営を進めます。

〔財務〕

法人の永続的な発展のため、中期計画を定め、事務事業執行の適正化や経費削減を進めるとともに、収入の確保に努め、経営の健全化に努めます。また、より魅力ある大学づくりのため、施設・設備への投資を計画的に進めます。

○内部質保証に関する方針

本学は、大学の教育理念に従って教育を行い、その成果を評価したうえで理念との整合性について検証し、必要な改善策を速やかに実行することで教育の質を保証します。内部質保証委員会が中核となり、自己点検・評価委員会から提出される「自己点検・評価報告書」に基づいて必要な改善策を検討し、大学評議会に提案します。大学評議会は改善策の提案を受けて、改善計画を策定し実施することで内部質保証のPDCAを機能させます。